

別紙様式9

九州農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成27年10月30日)

開催日及び場所		平成27年9月14日（月曜日） 熊本地方合同庁舎 A棟1階 共用会議室	
委員		山之内秀一（弁護士） 福島直澄（税理士） 久峨正義（公認会計士） 井手輝利（ジャーナリスト）	
審議対象期間		平成27年4月1日～平成27年6月30日	
審議対象案件		329件 うち、1者応札案件60件 契約の相手方が公益法人等の案件5件	
抽出案件		10件 うち、1者応札案件5件 (抽出率3.0%) (抽出率8.3%) 契約の相手方が公益法人等の案件0件 (抽出率0%)	
抽出案件内訳	工事 指名競争	一般競争	6件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
		公募型指名競争	0件
		工事希望型競争	0件
		その他の指名競争	0件
	随意契約	0件	
業務 指名競争 随意契約	業務 指名競争	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
		公募型競争	0件
		簡易公募型競争	0件
		その他の指名競争	0件
	随意契約	公募型プロポーザル	0件
		簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益法人等の案件0件
		標準型プロポーザル	0件
		その他の随意契約	0件
物品・役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
	指名競争	0件	
	随意契約（企画競争・公募）	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益法人等の案件0件	
	随意契約（その他）	0件	
(特記事項)			

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	<p>1. 平成27年度第1・四半期入札方式別発注状況について</p> <p>意見・質問なし</p>	
	<p>2. 抽出工事及び業務並びに物品・役務等契約について</p> <p>(1) 抽出工事</p> <p>①平成27年度筑後川下流農業水利事業 多久揚水機場吸水槽その他工事</p> <p>・工期はどうなっていますか。</p>	<p>・平成27年4月23日から平成28年3月17日までの約11ヶ月を予定しています。</p>
	<p>②西諸(一期)農業水利事業 浜ノ瀬ダム貯水池周辺法対策建設工事</p> <p>・落札した竹中土木は、竹中工務店の関連会社ですか。</p> <p>・入札無効となった業者の理由が、入札保証金の納付を失念したためとのことですが、いくらぐらい必要ですか。</p> <p>・銀行保証でもできるのですか。</p> <p>・入札保証金が必要であることは、この業界では常識ではないのですか。</p> <p>・2億円以上は一律に求めるのですね。</p> <p>・崩れた箇所以外、前回の工事で施工した下の部分も今回の工事に含めているのですか。</p> <p>・結構費用がかかりますね。</p> <p>・地質調査は既にしていますか。1回目の工事では実施したのですか。</p>	<p>・竹中工務店が建築、竹中土木が土木を行っています。会社としては分かれています。</p> <p>・税込み入札金額の5%です。落札して契約を結ばないという業者があった場合、発注者側にも不利益を生じることになります。このため、保証金の形で納付してもらいます。</p> <p>・はい。いくつか保証の方法があります。</p> <p>・入札保証金は2億円以上の工事の入札において求めています。それ以外の工事では求めていないため、失念したのかも知れません。</p> <p>・そうです。</p> <p>・下の部分は既にできているので、今回はその上の部分を施工します。</p> <p>・10万m³近く土を取りますし、さらに法対策を行いますので、かなり大がかりな工事です。</p> <p>・1回目の工事は応急的な対策の工事ですので、現地踏査とボーリング1本くらいです。今回は恒久的な対策ですので、ボーリング等を十分に実施しました。</p>

意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・調査は工事の前に行うのですか。 ・法面工事によって、想定すべり面に水が浸透しないようにするのですか。 ・上の土を取り軽くして、滑らないようにするために、計算を行うのですね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。想定すべり面というものを特定する必要があります。事業所が別の調査業務として発注してボーリング等を行い、そのデータを元にこの工事を設計しています。 ・水の浸透を止めるということよりも、想定すべり面より上方に土が残ったままだと重くなつて安定性を失うので、土を取つて法面を止めようという考え方です。完全に水を止めると逃げ場が無くなるので、ウィープホールというものを設置し、一定の水は抜けるようにしています。 ・安定計算を行います。また、さまざまな経済比較を行いながら設計しています。
<p>③徳之島用水（一期）農業水利事業 徳之島ダム小水力発電設備建設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州電力に売電するのですか。 ・年間どの位の売電額になりますか。 ・発電設備を作ることと、売電による収益との関係はどうなつているのですか。 ・自家発電に使うのではなく売電ですね。 ・契約額およそ5億2千万円ですが、売電して何年で取り戻すか、効果について計算をしますね。そこで利益が出たらどうするのですか。 ・この工事は2年間にわたるとなると、お金の出し具合はどのようになりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。 ・試算では年間6千万円です。そこから維持管理費等が引かれます。 ・建設にあたつては、建設費用と売電収入、いわゆるB／Cにおいて、収益が見込まれるものに限り実施します。現在、固定価格買取制度がありますので売電が一般的ですが、過去は売電せず、その施設で電力を使っていました。ただ、専用の電線を引くと費用がかかるため、九州電力からは電線を借りる形が一般的です。 ・今回の場合は売電の方が利益が高くなります。 ・施設を管理する土地改良区が、施設管理のための費用に充当します。それでも利益が出たら国庫に返還する仕組みです。 ・一般的には単年度主義ですが、例外的に、この工事のように2年間かかる場合は、国会での議決を得ます。その際、予算書にこの工事の件名と限度額というものが記載され、この額まで2年間にわたり使用できるということの議決を得た上で、工事の発注ができます。複数年かかる工事、例えばダムなどではこの制度を用いて予算管理しま

	意見・質問	回答等
	<p>・2年間の全体額の中で、今年はこの額ということも決まっているのですか。</p>	<p>す。</p> <p>・年割額と呼びますが、限度額のうち当該年度に予算計上する額をあらかじめ設定します。</p>
	<p>④平成27年度玉名横島海岸保全事業 堤防根固工（大豊工区）工事</p> <p>・説明写真の「鋼矢板打設完了」で、鋼矢板の上部が見えていますが、これが延長80mあるということですか。</p> <p>・写真で上流に見えるのはダムですか。</p> <p>・位置図で、唐人川と書いてあるところに施工箇所が示されていますが、この上流部に堰があるのですね。</p> <p>・では堰から下流をずっと工事するのですか。</p> <p>・10kmのうち、どれだけ工事するのですか。</p> <p>・そうなると、先行き長い、息の長い工事になるのでしょうか。</p> <p>・堤防が壊れたら本当に大変ですからね。</p>	<p>・はい。写真では頭だけ見えていますが、深さは25mあり、上流に向かって80mにわたり打設しています。</p> <p>・河口堰です。満潮時、上流側に塩水が遡上するのを防止するための堰です。</p> <p>・はい。堰から上流は河川の堤防となります。</p> <p>・はい。全長10kmの海岸です。唐人川の区間は国営干拓の時に安全性を確保するため補強されたものです。</p> <p>・高潮対策として充分な安全性を確保するため、10kmすべてにおいて堤防の嵩上げを行い、合わせて耐震性の工事も行います。</p> <p>・すでにある堤防の補強ですから、10年もかかるないと考えています。</p> <p>・この地域は低平地であり、大潮の満潮時には国道が水没してしまうので、地元の方からも期待されている事業です。</p>
	<p>⑤平成27年度筑後川下流左岸農地防災事業 下久末線（永田開工区他）整備工事</p> <p>・整備工事とのことですが、前の工事を落とした業者が継続して行うのですか。</p> <p>・今回の工事は金額的にはあまり大きくありませんね。今回だけ受けた業者はかわいそうに思います。追加工事ですね。</p>	<p>・別の業者です。</p> <p>・おっしゃるとおり、もともとは一つの工事です。工事規模が小さくなり、等級が変わったため前の業者は入札に参加できなくなりました。4月から施工できるのであれば財務局と協議して平成26年度予算を繰り越して使い、工事を継続する方法もあったのですが、地元協議の結果6月から7月に</p>

	意見・質問	回答等
	<p>・それでは、前回の業者はそれで終わりということですか。</p>	<p>施工することとなり、4月から5月の間は現場に入れないため、やむを得ずこのような形になりました。</p> <p>・平成26年度予算の工事は終わっています。なお、財務局の承認を得た上で、平成26年度予算を繰り越して平成27年度に工事を行う事も技術的には可能です。今回の工事は平成27年度予算を使っています。</p>
	<p>⑥平成27年度国営施設応急対策事業 大淀川左岸地区広沢ダム管理施設整備工事</p> <p>・元の設備を作ったのはどの業者ですか。</p> <p>・もし元の業者が応募していなければなぜなのかと思いましたが、元々作った富士通が応募したのですね。</p> <p>・今回のような工事では、予定価格はどのように決まるのですか。</p>	<p>・今回落札した富士通です。したがってシステムのノウハウを持っていると思いますが、発注にあたっては、どの業者でもできますから仕様を示して公告したところです。</p> <p>・そうです。</p> <p>・こういったシステムはいろいろなメーカーがあり、標準的な歩掛や基準がありません。このため、歩掛はメーカーに見積依頼し、単価は九州農政局に価格調査を行う機関があるのでそこへ依頼しました。なお、歩掛等は公表していますので、各業者に内容は把握されているものと考えています。後は、それぞれの業者で応札するかどうかの判断をしたものと思います。</p>
	<p>(2) 抽出業務</p> <p>①平成27年度筑後川下流右岸農地防災事業 現場技術（その3）業務</p> <p>・競争参加資格申請書の評価結果で、「成果の確実性」がCとあるのはどういう評価ですか。</p> <p>・評点合計33点は普通ですか。</p> <p>・コンサルタントにいったん仕事を任せたら、経過報告はないのですか。</p>	<p>・成果の確実性については、ゼロかマイナスのいずれかの評価を行うこととなっており、問題のある行為や事態があれば2点マイナスとなります。今回は瑕疵がなかったということで0点です。</p> <p>・A評価が3つあり、相対的には高い評価だと思います。</p> <p>・業者の管理技術者を通して、対象となる工事と作業を提示し、隨時メールもしくは</p>

	意見・質問	回答等
	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表を作っていますか。遅れる場合もあるのですか。 ・この業務は（株）高崎総合コンサルタントみずから実施するのですか。他の会社とまとまって受注していたり、下請けはないのですか。 ・何人くらいかかりますか。 	<p>持参により成果品の提出を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「この工事の発注までにこの資料が必要」といったものを提示して進捗管理を行っています。遅れる場合は原因について話し合い、工事の発注までには間に合わせるようにしています。 ・落札したコンサルタントの職員が直接実施します。 ・6件の工事を対象とし、2名で220日間を予定しており、工事の積算資料や協議の基礎資料の作成を行います。協議に直接参加することはありません。
	<p>②平成27年度地域整備方向検討調査 喜界島地区とりまとめ業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の単位はどのくらいまで表示しますか。 ・では、公募の際「このくらいの金額を考えてています」と書く場合はいくらですか。 ・7百万円は税抜きですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・九州農政局の積算基準では万円単位としています。 ・「7百万円程度を想定している」と記載しています。 ・消費税込みです。
	<p>(3) 抽出物品・役務等</p> <p>①平成27年度 複合機の保守業務(42台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・去年も一昨年も同じ保守契約をしていますね。1台約70万円ですか。結構高いですね。民間では考えにくい額です。農政局は使用量が大きいということですね。 ・カラーが多いですね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用量がかなり大きいことと、頻繁に部品の供給も必要になります。なお、予定数量は過去3カ年の使用枚数を参考に算定していますが、約30万枚となっています。 ・なるべくカラーは使用しないよう指導していますが、カラーでないと説明できない場合はやむを得ず使用しています。
	<p>②平成27年度大野川上流農業水利事業 大蘇ダム浸透抑制対策技術検討業務委託事業</p> <p>意見・質問なし。</p>	

意見・質問	回答等
3. 再度入札における一位不動状況について 意見・質問なし。	
4. 指名停止について ・同じ独占禁止法違反で指名停止となっているのに、指名停止期間が1ヶ月の業者と2ヶ月の業者があるのはなぜですか。 ・井関農機（株）だけはなぜ2ヶ月ですか。	・当局の「九州農政局工事請負指名停止等措置要領」及び「九州農政局の物品の製造契約・物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づき判定した結果、違反の内容により2ヶ月・1ヶ月としています。 ・当局、要領のとおりです。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。
[これらに対し部局長が講じた措置]	なし。

事務局：九州農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所用の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。